

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第4区分
 【発行日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【公開番号】特開2000-268443(P2000-268443A)
 【公開日】平成12年9月29日(2000.9.29)
 【出願番号】特願平11-72042
 【国際特許分類】

G 1 1 B 15/05 (2006.01)

G 1 1 B 23/30 (2006.01)

【F I】

G 1 1 B 15/05 3 0 1

G 1 1 B 23/30 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月26日(2005.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 磁気テープが収納されたテープカセットが装填された際に、前記磁気テープを走行させるとともに前記磁気テープに対する情報の記録または再生を行なうことができるテープドライブ手段と、

装填された前記テープカセットの前記磁気テープに対する記録または再生を管理するための管理情報を記録するメモリが備えられている場合に、そのメモリに対して所要の通信処理を行い管理情報の読み出しまたは書込みを行なうことができるメモリドライブ手段と

、
 前記メモリから、前記テープカセットに対応した用途を指示する用途識別情報を検出する用途識別情報検出手段と、

所要の動作コマンドが供給された場合に、前記用途識別情報に基づいて前記磁気テープに対する動作を行う制御手段と

を備えて構成されていることを特徴とするテープドライブ装置。

【請求項2】 前記制御手段は、前記用途識別情報に基づいて磁気テープに対する記録を行う場合、前記磁気テープにおける最終記録位置を記録開始位置とするようにしたことを特徴とする請求項1に記載のテープドライブ装置。

【請求項3】 前記制御手段は、前記磁気テープに対して記録データと共に、前記メモリに記憶されている前記テープカセットの識別情報を記憶することを特徴とする請求項2に記載のテープドライブ装置。

【請求項4】 前記制御手段は、前記用途識別情報に基づいてデータの読み込みを行うようにされていることを特徴とする請求項1に記載のテープドライブ装置。

【請求項5】 磁気テープが収納されたテープカセットが装填された際に、前記磁気テープを走行させるとともに前記磁気テープに対する情報の記録または再生を行なうことができるテープドライブ手段と、

装填された前記テープカセットの前記磁気テープに対する記録または再生を管理するための管理情報を記録するメモリが備えられている場合に、そのメモリに対して所要の通信処理を行い管理情報の読み出しまたは書込みを行なうことができるメモリドライブ手段と

、
 前記メモリに記憶されている前記テープカセットの識別情報を検出する第一の識別情報

検出手段と、

前記磁気テープに記憶されている前記テープカセットの識別情報を検出する第二の識別情報検出手段と、

前記第一、第二の識別情報検出手段によって検出された二個の識別情報が一致しているか否かを判別する識別情報判別手段と、

前記識別情報判別手段の判別結果に基づいて特定の動作のみを実行させることができる制御手段と、

を備えたことを特徴とするテープドライブ装置。

【請求項6】 磁気テープが収納されたテープカセットと、

前記テープカセットに備えられ、前記磁気テープに対する記録または再生を管理するための管理情報を記録するメモリと、

を備えた記録媒体において、

前記メモリに、前記テープカセットに対応した用途を指示する用途識別情報が記憶されていることを特徴とする記録媒体。

【請求項7】 前記用途識別情報は、前記メモリにおいて読み出し専用の領域に記憶されていることを特徴とする請求項6に記載の記録媒体。

【請求項8】 磁気テープが収納されたテープカセットと、

前記テープカセットに備えられ、前記磁気テープに対する記録または再生を管理するための管理情報を記録するメモリと、

を備えた記録媒体において、

前記メモリ及び前記磁気テープに前記テープカセットの識別情報が記憶されていることを特徴とする記録媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

さらに、磁気テープが収納されたテープカセットと、前記テープカセットに備えられ、前記磁気テープに対する記録または再生を管理するための管理情報を記録するメモリを備えた記録媒体において、前記メモリに、前記テープカセットに対応した用途を指示する用途識別情報を記憶する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

一方、図3(a)のように非接触のリモートメモリチップ4を内蔵するタイプでは、当然ながら端子ピンは不要となる。しかしながら外觀形状としては図4のようになり、つまり装置に対するテープカセット形状の互換性を保つためにダミーの端子部106が設けられている。

また、図示しないがラベル状に形成された非接触型のリモートメモリチップも知られている。これは、リモートメモリチップが形成されているラベルをテープカセット1及び筐体の所要の位置に貼り付けられたものとされる。これにより、テープカセット1がテープストリーマドライブ10に装填された場合に、リモートメモリチップとテープストリーマドライブのメモリドライブ手段が通信を行うことができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0090

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0090】

プリビースセルポインタ (previous cell pointer) 及びネクストセルポインタ (next cell pointer) は、実際のリンケージデータ (リンク構造を構築するデータ) であり、同一種類の複数のセルがリンクされる際に、このプリビースセルポインタとネクストセルポインタで前後のセルが指定される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0104

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0104】

1バイトのパーティションアトリビュートフラグ (Partition Attribute Flag) では、各ビットについてフラグ内容が次のように定義される。

すなわち、プレベントライトフラグ (Prevent Write Flag)、プレベントリードフラグ (Prevent Read Flag)、プレベントライトリトライフラグ (Prevent Write Retry Flag)、プレベントリードリトライフラグ (Prevent Read Retry Flag) として、当該パーティションに対する書き込み許可/禁止、読み出し許可/禁止、及び記録時のRAWに基づくデータの再書き込み許可/禁止、再生時のデータ読出のリトライの許可/禁止、のそれぞれを示すフラグが用意される。

またパーティションオープンクローズフラグ (Partition Open Close Flag) として、当該パーティションに対する記録中にセットされ、記録終了に応じてリセットされるフラグが用意される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0111

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0111】

用途番号が「1」である場合は、例えばデータ配布、ファームウェア更新などを目的としたテープカセット1であることを示す。この場合、テープカセット1は再生専用のものとして識別される。したがって、ホストコンピュータ40から例えばフォーマットなどの記録されているデータの更新処理などに関わるコマンドが供給された場合でも、そのコマンドを無効なものとする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0112

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0112】

また用途番号が「2」である場合は、例えばWORMを目的としたテープカセット1であることを示す。この場合、記録されているデータを保守するために、記録に関しては、例えばパーティション内における最終記録位置を記録開始位置とした記録 (追加記録) のみが許可される。すなわち、例えば上書き、消去などといった既に記録されているデータの更新を行う動作は禁止されることになる。したがって、用途番号「2」が設定されているテープカセット1に対しては追加記録または再生動作のみが許可される。この場合も、例えばフォーマットなどの記録されているデータの更新処理などに関わるコマンドは無効なものとされる。